

立木販売のご案内

～多くの森林が主伐期を迎える中で立木販売を進めています～



四国森林管理局

立木販売のご案内

はじめに

- 四国の多くの森林が主伐期を迎えており、四国森林管理局では、国有林の伐採予定箇所の立木販売と伐採後の造林を推進しています。
- 立木販売には、次の3つの種類があります。
 - ① 「立木販売」: 森林管理署(所)が立木販売物件を公告し、一般競争入札によって立木の購入者を決定し、売買契約を締結し販売する方法です(搬出期間は売買契約締結後3年以内)。
 - ② 「立木システム販売」: 四国森林管理局と需要者が最大3カ年分の立木販売物件の安定供給協定を締結した上で、毎年度、協定に基づき立木の売買契約を締結し販売する方法です(協定期間は3年以内。搬出期間は契約後3年以内)。
 - ③ 「立木販売と造林の混合契約」: 森林管理署(所)と需要者が通常の立木販売の売買契約と伐採後の造林事業の請負契約をセットで行う方法です。
- 「立木のシステム販売」は、協定締結により最大3カ年分のまとまった数量の立木を確保することができます。各年度の売買契約後3年の搬出期間内に市場動向等をみて搬出することができます。
また、「立木販売と造林の混合契約」は、森林管理署(所)から立木購入と併せて伐採後の造林事業を請け負うことができます。
- ユーザーの皆様におかれては、「立木販売」、「立木のシステム販売」、「立木と造林の混合契約」それぞれの内容やメリットなどを比較いただいて参画をご検討いただければと思います。
- 四国森林管理局のホームページに森林管理署(所)の年間立木販売予定情報(公売箇所・時期)や立木販売の公告及び立木販売物件の詳細情報(位置図・実測図、物件明細書、ドローンによる上空写真、360度カメラによる林内写真)を掲載していますのでご覧いただければと思います。
 - ① 年間の立木販売予定情報:
<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/ryuuboku/index.html>
 - ② 立木販売の公告や立木販売物件の詳細情報:
<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>



国民の森林・国有林

<お問い合わせ先>

四国森林管理局 森林整備部 資源活用課

TEL 088-821-2170

森林整備部 森林整備課

TEL 088-821-2200

立木販売のご案内

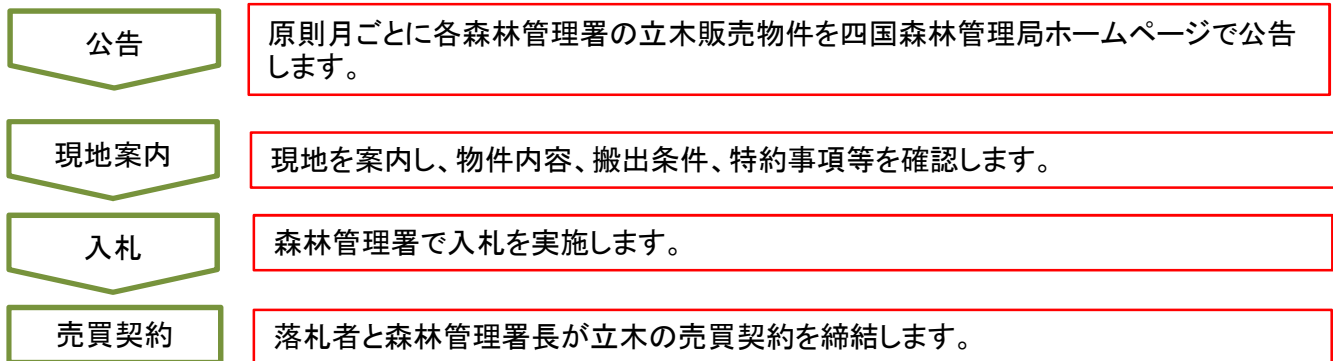
<立木販売とは>

- ① 立木販売とは、森林管理署(所)が原則月ごとに国有林の立木販売物件を公告し、一般競争入札によって購入者を決定し売買契約を締結し立木を販売する方法です。
- ② 四国森林管理局のホームページに年間の立木販売予定情報(公売箇所・時期)を掲載しています。
 - <http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/ryuuboku/index.html>

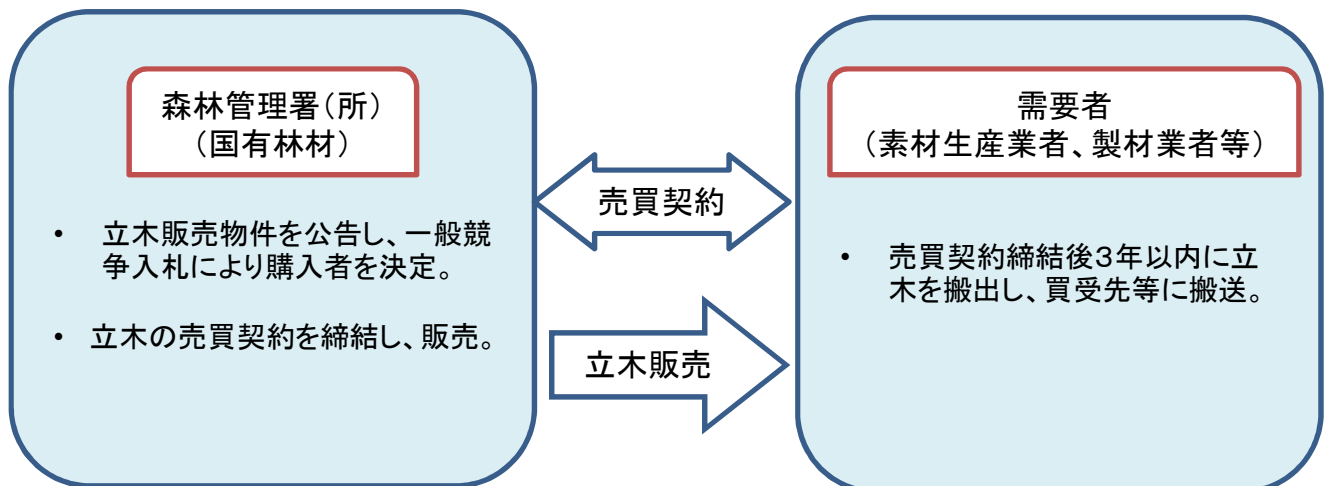
<立木販売のメリット>

原木需要が高まる中で立木を確保できます。立木の搬出期間は売買契約締結後3年以内です。この期間内に購入者が市況動向等を勘案して立木の伐採・搬出時期を選ぶことができます。購入した立木の販売先は、購入者が自由に選ぶことができます。

<立木販売の手続きの流れ>フロー図



<立木販売の仕組み>



立木のシステム販売のご案内①

<立木のシステム販売とは>

- ① 立木のシステム販売とは、四国森林管理局と購入者が最大3カ年分のまとまった数量の立木販売物件の安定供給協定を締結した上で、毎年度、協定に基づき、当該年度分の立木の売買契約を締結して販売する方法です。素材生産業者や製材業者等が共同で提案することもできます。
- ② 立木のシステム販売の協定締結にあたっては、予め立木の販売数量、樹種、条件等を公告して需要者からの提案を募集し、加工・流通コストの低減、国産材利用の促進等の取組を総合的に評価する「企画競争方式」により協定締結者を決定します。

<立木のシステム販売のメリット>

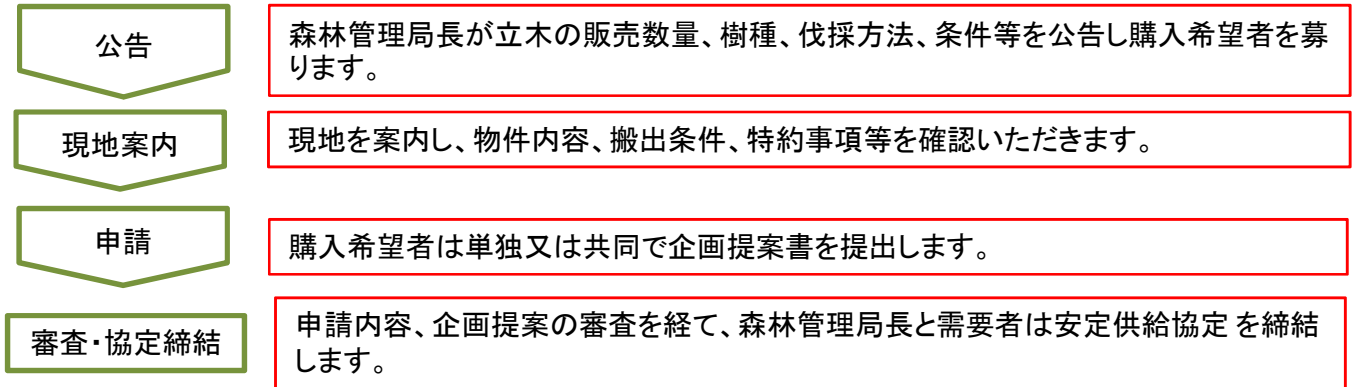
- ① 原木需要が高まる中で、需要者は3カ年分のまとまった数量の立木を確保することができます。また、素材生産業者は3カ年分の安定した事業量を確保できます。
- ② 立木の売買契約は協定に基づいて単年度ごとに行いますので、協定締結時には代金支払いは生じません。また、2年目以降の物件の価格等が折り合わない場合は、協定を解除することも可能です。
- ③ 立木の搬出期間は単年度ごとの売買契約締結後3年以内です。3年の協定の場合、トータルの搬出期間は1年目の売買契約締結後から最大5年間となります。この期間内に購入者が市況動向等を見て搬出時期を選ぶことができます。

<契約と搬出期間のイメージ>

	一年目	二年目	三年目	四年目	五年目
契約①	搬出期間①				
契約②		搬出期間②			
契約③			搬出期間③		

立木のシステム販売のご案内②

<立木システム販売の手続きの流れ>

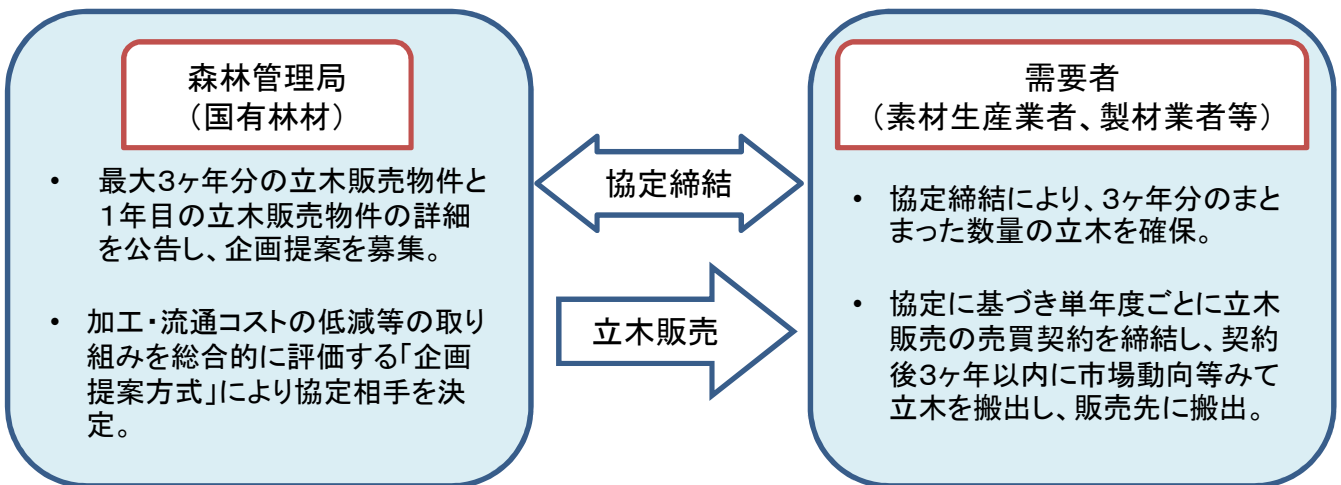


<審査のポイント>

森林管理局では、企画提案書をもとに以下に示す事項などを考慮して審査を行っています。

- ① 広域の原木集荷や製品の生産・流通にかかるコストの縮減に取り組むものか。
- ② 原木や製品の付加価値の向上に取り組むものか。
- ③ 国産材の利用増加や木材搬出等新規の需要開拓に取り組むものか。
- ④ 地域の林業・木材産業への貢献が図られるものか。

<立木システム販売の仕組み>



立木販売と造林の混合契約のご案内

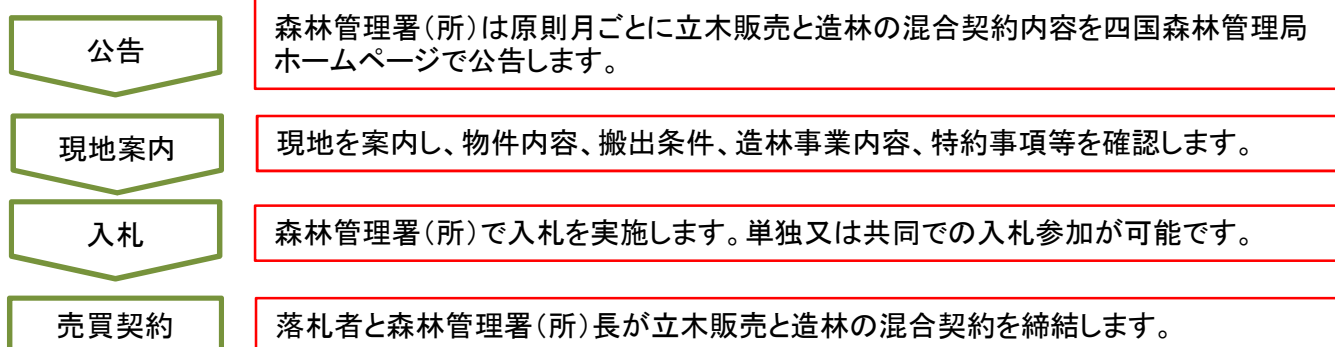
＜立木販売と造林の混合契約とは＞

- 立木販売と造林の混合契約とは、森林管理署(所)と需要者が一般立木販売の売買契約と伐採後の造林事業の請負契約をセットで行う方法です。素材生産者と造林業者等が共同で入札に参加することもできます。

＜立木販売と造林の混合契約のメリット＞

- ① 原木需要が高まる中で、需要者は森林管理署から立木購入と併せて伐採後の造林事業を請負うことができます(契約期間は2年以内です)。
- ② この期間内に伐採・搬出と伐採後の造林を行います。購入した立木の販売先は、購入者が自由に選ぶことができます。
- ③ 多くの森林が主伐期を迎える中で、主伐・造林の一貫作業によるコスト低減が重要な課題となっており、企業の技術力や組織力を活かすことができます。また、現地検討会等での成果を報告します。

＜立木販売と造林の混合契約の手続きの流れ＞



＜立木販売と造林の混合契約の仕組み＞

